

令和4・5年度 松阪ワクワク定期便事業 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、松阪ワクワク定期便事業者（以下「受託者」という。）を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

本業務委託の契約は、成果に応じて委託料を支払う成果連動型民間委託契約方式によるものとする。

1. 業務の趣旨

松阪市（以下「本市」という。）を離れていても応援していただける関係人口の創出を図るとともに、民間の創意工夫による特産品等の定期便をお届けすることで、松阪を感じてもらうとともに地域活性化を図る。

2. 業務概要

(1) 業務名称

令和4・5年度 松阪ワクワク定期便事業業務委託

(2) 業務の内容

成果水準書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3. 参加資格条件

本プロポーザルに参加することができる者は、本業務の趣旨を理解し、且つ能力を有する事業者で、本市との協議、調整が必要なときは誠実な対応と柔軟で確実に履行することが可能な者であり、参加申請書提出時点において、次の事項を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 松阪市契約規則（平成17年規則第64号）第3条第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（松阪市告示第150号）により、指名停止を受けている期間でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ①暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。
 - ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する事業を行う者。
 - ③公序良俗に問題のある事業や公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業を行う者。
- (6) 松阪市内に本店又は支店・営業所を有すること。（個人、法人を問わない。）

4. 参加申込の留意点

(1) プロポーザル要領等の承諾

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、参加申請書の提出をもって、本要領のほか本プロポーザルにかかる関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) プロポーザル参加費用の負担

本プロポーザルへの参加に要する費用は、参加希望者の負担とする。

(3) 使用言語及び単位

提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

(4) 提出書類の取り扱い

提出された書類については差し替え不可とし、採用又は不採用に関わらず返却しない。

また、本市は、提供された書類の取り扱いに十分注意するとともに、本プロポーザルにかかる審査以外の目的で使用しない。

(5) 提案の無効

次のいずれかに該当するときは、その提案は無効とする。

- ①参加資格条件を欠くもの。
- ②提出書類に虚偽の記載があったと認められるもの。
- ③審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- ④信義に反する行為があったとき。
- ⑤その他選考にかかる不正行為があったもの。

(6) その他

本要領及び成果水準書に定めるもののほか、変更があった場合には、参加希望者に通知する。

5. スケジュール

・実施公告日	令和4年10月3日（月）
・参加申請にかかる質問提出期限	令和4年10月14日（金）午後5時必着
・参加申請にかかる質問回答期限	令和4年10月18日（火）
・参加申請書提出期限	令和4年10月21日（金）午後5時必着
・参加資格審査結果通知日	令和4年10月25日（火）
・企画提案書及び提案見積書等にかかる質問提出期限	令和4年10月28日（金）午後5時必着
・企画提案書及び提案見積書等にかかる質問回答期限	令和4年11月7日（月）
・企画提案書及び提案見積書等提出期限	令和4年11月14日（月）午後5時必着
・参加辞退届提出期限	令和4年11月14日（月）午後5時必着
・プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施	令和4年11月第4週の平日
・最優秀提案者の決定	令和4年12月上旬 予定
・業務委託契約締結期限	令和4年12月上旬 予定

6. 本要領等の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間：令和4年10月3日（月）から11月14日（月）まで

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

閲覧場所は、本要領「8. 参加申請等の提出について」に記載の「参加申請書等の提出先（担当所管課）」と同じとする。また、本市のホームページからダウンロードすることも可能とする。

7. 松阪ワクワク定期便事業業務委託プロポーザル審査委員会

(1) 設置

受託者の選定のため、松阪ワクワク定期便事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 審査方法

審査委員会は、提案された企画について、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容に対して「企画提案書等評価要領」に基づき審査を行い、最優秀提案者を選定する。

① 1次審査・・・非公開

原則として、応募数が5社を超えた場合は、提出書類の内容で審査を行い、上位5社を選考する。応募数が5社以下の場合は、提出書類の内容を審査した上で、2次審査の対象とする。

② 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）・・・非公開

8. 参加申請等の提出期限について

提出期限：令和4年10月21日（金）午後5時必着

提出方法：持参、郵便等による。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

※郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）ただし、質問については、メールによるものとする。

参加申請書等の提出先（担当所管課）
松阪市産業文化部地域ブランド課（プロポーザル担当）
〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1
TEL：0598（53）4129
FAX：0598（22）0931
E-mail：brand.div@city.matsusaka.mie.jp

※提出書類の発送にあたり、上記提出先へ発送したことを連絡すること。

【提出書類一覧】

	名称	提出部数
参加申請時	参加申請書[様式第1号]	1部
	事業者概要[任意書式]	1部
	納税に関する証明書 ※発行から3か月以内のもの ・市税の完納を証明する書類又はその写し ・法人税(国税)、消費税及び地方消費税の完納を証明する書類「その3の3」又はその写し ※個人事業者の場合は「その3の2」	各1部
	直近事業年度の決算を明らかにする書類の写し 法人は、貸借対照表、損益計算書等 個人事業者は、青色申告書の場合は、確定申告書(第一表・第二表)、貸借対照表、損益計算書 白色申告書の場合は、確定申告書(第一表・第二表)、収支内訳書	各1部
企画提案時	提案見積書[様式第2号]	1部
	経費見積書[任意書式]	1部
	企画提案書[様式第3号]及び任意書式	7部 (正本1部、副本6部)
随時	質問書[様式第4号] ※電子媒体も提出すること	1部
	辞退届[様式第5号]	1部

- (1) 言語は日本語とし、文字サイズは11ポイント以上とすること。
- (2) 提出書式はA4判縦長横書き両面印刷左綴じとし、下部中央にページ番号を振ること。
ただし、資料のレイアウト等の制約により必要がある場合は、A3判を使用してもよいものとするが、その際は折込むこと。また必要に応じて、A4判横長を認める。
- (3) 印刷はカラーを可とする。
- (4) 企画提案書は、正本1部、副本6部とする。副本は提案者情報(住所、会社名、氏名等)の表示は付さないこと。

【企画提案時提出物】

名称	提出数
定期便サンプル(1回分)	1セット

- (1) 2次審査(プレゼンテーション及びヒアリングの実施)において、1回分の定期便サンプルを当日持参すること。
- (2) サンプル制作にかかる費用、上限額10,000円までは市が負担するものとする。

9. 質問及び回答に関すること

- (1) 参加申請及び企画提案・提案見積に係る質問はメールによるものとし、宛先は「8. 参加申請等の提出について」に記載のアドレスとする。また、「5. スケジュール」に記載の当該期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (2) 質問及び回答の内容は市のホームページに掲載する。
- (3) 参加資格については、10月25日(火)に決定し、参加資格審査結果通知書(様式第6号)及びメールにより審査結果を通知する。

10. 企画提案書に関すること

- (1) 企画提案書は成果水準書及び評価要領に沿って作成すること。
- (2) 資料を添付する場合は、資料番号を付し、企画提案書の関連ページにも資料番号を表記すること。
- (3) 成果水準書に示すもの以外に、本要領の趣旨を達成するために有効な方法がある場合は、積極的に提案すること。

11. 提案見積書・提案見積内訳書に関すること

- (1) 任意の書式による見積書は無効とする。
- (2) 提案見積内訳書は任意様式とし、定期便発送にかかる経費を記載すること。

12. 審査・決定に関すること

- (1) 審査は、本プロポーザルの審査委員において実施し、プレゼンテーション及びヒアリング審査によるものとする。なお、プロポーザルに参加する業者が1社であっても、審査手続きを行うものとする。

公開・非公開：プレゼンテーション及びヒアリング審査は非公開とする。

実施場所：松阪市役所 本庁舎内会議室

(三重県松阪市殿町1340-1)

※コロナウイルス対策のため、松阪市庁舎内でのプレゼンテーションが実施できない場合は、web会議等により実施する。

出席者：2名以内(出席のうち1名は発表者)

実施日時：令和4年11月の第4週の平日(予定)

実施時間：1事業者約30分(説明15分以内・ヒアリング15分程度)

留意事項：①当日の追加資料は認めない。

②プロジェクター、スクリーンは本市で用意するが、パソコン等その他必要なものは各自が用意すること。

※会場規模はマイクを必要としない程度

- (2) 受託者の決定にあたっては、プレゼンテーション及びヒアリング審査の結果をもって決定し、本市のホームページにおいて公表する。ただし、企画提案の内容及び最優秀以外の企

画提案者の名称は公表しない。

- (3) 契約に至った提案者のプレゼンテーション及びヒアリングの内容は、契約締結時に本市が提示する仕様書及び別添資料等に含めるものとする。

1.3. 業務委託料に関すること

業務委託料は事業が完了し、成果に対する評価確定後に支払うものとする。

成果指標は、定期便の申込者（会員）数により評価する。

1人以上200人以下 1人当たり1,000円

201人以上400人以下 1人当たり1,500円

100人以下は、委託料支払なし

[成果連動支払額] 上限 500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

[達成目標（会員数）] 400人

※会員数が達成目標を上回る場合は、成果連動支払額の満額を支払うものとする。

(例) 会員数が300人の場合 委託料は、350,000円

200人まで 1,000円×200人 = 200,000円

201～300人 1,500円×100人 = 150,000円

200,000円 + 150,000円 = 350,000円（委託料）

1.4. その他

- (1) 参加申請書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第5号）を参加辞退届提出期限（令和4年11月14日（月）午後5時必着）までに、担当所管課へ提出すること。
- (2) 本市がやむをえない理由により本プロポーザルを中止した場合において、企画提案に係る費は企画提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、本業務の成果物の所有権、著作権及び利用権は、本市に帰属する。
- (4) 個人情報、本業務において利用し、他の目的では利用しないこと。
また、個人情報の取り扱いには十分注意し、必要かつ適切な措置を講じ、漏洩や滅失防止を徹底すること。
- (5) 次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。
- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ② 契約締結の日までに参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ③ 提出書類の提出期限に遅れた場合
 - ④ プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - ⑤ 選定の公平性を害する行為があった場合
 - ⑥ 提案見積内訳書が提出されない場合
 - ⑦ ①から⑥で掲げるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合